

河川等クリーンアップ活動推進事業実施要綱

令和6年11月15日

下水道河川局長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 河川等クリーンアップ活動推進事業は、市が維持管理を行う河川等の美化を推進するため、団体による清掃等の自主的な無償ボランティア活動に対し市が支援を行うことにより、市民の河川等に対する愛護精神の高揚を図り、もって団体と市の協働による河川等の良好な環境の創出及び地域のまちづくりに資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「河川」とは、市が維持管理を行う河川の敷地をいい、「河川等」とは、河川及び下水道河川局事業推進部河川管理課（以下「河川管理課」という。）が所管する雨水貯留地等の行政財産の敷地をいう。

2 この要綱において「団体」とは、町内会・自治会等の地縁団体、河川の愛護を目的とする地域住民の団体・グループ、企業・NPO等の法人をいう。

3 この要綱において「クリーンアップ活動」とは、団体が自主的な無償ボランティアとして行う、河川等における清掃作業をいい、実施することができる期間は、おおむね4月から11月まで（積雪期間外）とする。

4 団体は、前項のクリーンアップ活動に加え、草刈作業、その他河川等の美化に関する活動を行うことができるとし、第3章に規定するアダプト・プログラムの実施においては、このほか、花植え及び手入れ作業についても行うことができるものとする。

5 第2章に規定する美化プログラムの実施においては、単回で行う活動になじまない活動はできないものとする。

(市の役割)

第3条 市は、予算の範囲内で、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援物品の支給
- (2) 団体からの連絡に基づくゴミや草の回収
- (3) ボランティア保険の加入
- (4) 広報その他の河川等クリーンアップ活動推進事業実施に必要な事務

(団体の役割)

第4条 団体は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第2条第3項に規定するクリーンアップ活動（必須）
 - (2) 第2条第4項に規定する作業、活動の全部又は一部（任意）
- 2 団体は、必要に応じ、次に例示するような河川管理課への情報提供に協力するものとする。なお、この場合の情報提供は、下水道河川局事業推進部河川担当部長（以下「河川担当部長」という。）が別に定めるところにより、オンラインフォーム（愛称「かわまるポスト」）を使用して行うものとする。
- (1) 団体が行ったクリーンアップ活動の写真
 - (2) 団体がクリーンアップ活動を実施した場所の状況（河川の流水や水環境に関する状況、河川に係る動植物の確認や観察等に関すること等）で、特に河川管理課に報告が必要と思われるもの（写真を含む）

第2章 美化プログラム（愛称「かわまる」）

(支援手続等)

- 第5条 河川等においてクリーンアップ活動を単回で行おうとする団体は、美化プログラムの実施に係る支援について、実施の10日前までに、別紙様式1「河川等クリーンアップ活動支援申請書」を実施する河川等を担当する区土木部に提出する。
- 2 区土木部は、提出のあった申請書について、第2条の定義に該当するかの審査を行い、該当する場合には、団体に支援物品を交付し、別紙様式2「物品受払簿」に記入する。また、支援物品の交付を受けた団体は、支援物品を確認し、別紙様式3「支援物品受領書」を区土木部に提出する。
- 3 美化プログラムの実施により集めたゴミや草は、団体からの連絡により、市清掃事務所で回収する。

(完了報告等)

- 第6条 美化プログラムを行った団体は、実施後7日以内に、別紙様式4-1「完了報告書」を区土木部に提出する。また、必要に応じ、第4条第2項に規定する河川管理課への情報提供に協力するものとする。
- 2 美化プログラムを行う団体は、実施中に事故や怪我人が発生した場合及び河川等の施設に損傷を与えた場合等は、直ちに区土木部に報告する。
- 3 区土木部は、当月分の実績を翌月10日までに、別紙様式5「実績報告書（月報）」により河川管理課に報告する。

(ボランティア保険の請求)

第7条 美化プログラムの実施に係るボランティア保険の請求手続は次のとおりとする。なお、「札幌市地域活動保険制度」の対象となる団体については、本ボランティア保険の対象とならないものとする。

- (1) 美化プログラム実施時の事故発生により保険金の請求を行う団体は、直ちに事故者の住所、氏名等を区土木部に連絡するとともに、別紙様式4-2「参加者名簿」を提出する。
- (2) 団体から事故の報告を受けた区土木部は、速やかに別紙様式6「事故報告書」により河川管理課に報告する。
- (3) 区土木部から報告を受けた河川管理課は、速やかに保険の請求手続を行う。

第3章 アダプト・プログラム（愛称「かわまるアダプト」）

（事前協議等）

第8条 河川においてクリーンアップ活動を通年で継続的に行おうとする団体は、あらかじめ、アダプト・プログラムの実施について、別紙様式7「アダプト・プログラム事前協議書」を河川管理課に提出する。

- 2 河川管理課は、前項の事前協議書が提出されたときは、区土木部に対し必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 3 アダプト・プログラムの実施に当たっては、団体がアダプト・プログラムを実施していることを明らかにする表示物（ラミネート看板等）を実施場所において掲示することができるものとする。この場合は、次によるものとする。
 - (1) 表示物を掲示しようとする団体は、表示物の掲示場所、内容、使用材料等について、第1項の協議書の提出に併せて図面等を提出するものとする。
 - (2) 表示物は、河川管理課が市の河川維持管理上支障がないと判断し認めた場合にのみ掲示できるものとする。
- 4 アダプト・プログラムを実施しようとする団体が、草刈作業を行おうとする場合は、次によるものとする。
 - (1) 河川管理課は、区土木部が行う草刈の対象区域と競合していないか確認するとともに、必要な調整を行うものとする。
 - (2) 調整の結果、区土木部が行う草刈の対象区域と競合することとなる区域は、区土木部の業務を優先させるものとする。
- 5 アダプト・プログラムを実施しようとする団体が、花植え及び手入れ作業を行おうとする場合は、次によるものとする。
 - (1) 団体は、花植えの範囲及び形態について、第1項の協議書の提出に併せて図面等を提出するものとする。
 - (2) 花植えは、河川管理課が市の河川維持管理上支障がないと判断し認めた範囲でのみ行うことができるものとし、河川管理課は、区土木部と必要な調整を行うものとする。

- (3) 団体は、工作物となる花壇や、手入れ物品の保管庫等を設置することはできないものとし、花植えの範囲を明らかにするため使用する資材として、瓶・ガラス等の割れるもの、危険のあるものも使用できないものとする。また、樹木、食用となる実のなる植物、特定外来生物（植物）を植えることはできないものとする。

（合意書の締結等）

- 第9条 河川管理課は、前条の事前協議によりその内容が適切であると認められ、必要な調整等が終了したときは、団体との間で別紙様式8「合意書」を締結するものとする。なお、本合意は、団体が河川において通年・継続的な作業等を行うことを認めるものであり、河川敷地の占用や独占的な利用を認めるものではない。
- 2 団体は、合意書の内容に変更が生じたときは、速やかに河川管理課に届け出るものとする。

（合意書の解除）

- 第10条 前条の規定によりアダプト・プログラムの合意書を締結している団体は、その活動を辞退するときは、別紙様式9「辞退届」を河川管理課に提出するものとする。
- 2 河川管理課は、次の各号のいずれかに該当するときは、アダプト・プログラムの合意書を解除することができる。
- (1) 前項の届出があったとき
 - (2) 団体の活動が合意書の内容と異なるとき
 - (3) 団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき
 - (4) 団体が活動を行う範囲について、市で使用する必要があるとき
 - (5) その他河川管理課が特に必要と認めたとき
- 3 河川管理課は、前項の規定により合意書を解除するときは、別紙様式10「合意書解除通知書」により団体に通知するとともに、区土木部に連絡するものとする。

（合意書の継続確認）

- 第11条 河川管理課は、毎年度、団体が翌年度もアダプト・プログラムの合意書を継続し活動を行う意思があるか、別紙様式11-1「合意書の継続について（照会）」により文書で確認するものとし、団体は別紙様式11-2「合意書の継続について（回答）」により回答するものとする。

（準用規定）

- 第12条 アダプト・プログラムの実施に係る支援の手続等については第5条の規定を、完了報告等については第6条の規定を、ボランティア保険の請求手続については第7条の規定を準用する。この場合において、「河川等においてクリーンアップ活

動を単回で行おうとする団体」とあるのは「アダプト・プログラムの合意書を締結している団体」と、「河川等」とあるのは「河川」と、「美化プログラム」とあるのは「アダプト・プログラム」と読み替えるものとする。

第4章 その他

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は河川担当部長が定めるものとする。

附則（令和6年11月15日下水道河川局長決裁）

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 河川美化活動支援要綱（平成17年3月15日建設局長決裁）、河川敷地協働活用要綱（平成22年4月28日建設局理事決裁）及び河川敷地協働活用取扱基準（平成22年4月28日決裁）は、令和7年4月1日限り廃止する。
- 3 この要綱による廃止前の河川美化活動支援要綱、河川敷地協働活用要綱及び河川敷地協働活用取扱基準に基づき行った手続等については、なお従前の例による。
- 4 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の適用前においても行うことができる。